

**基調講演****改憲・加憲で  
社会はどう変わる!****講師：太田伊早子さん**

横浜法律事務所所属（神奈川県弁護士会）2009年弁護士登録。  
事務所のモットーである「権力、財力、腕力のない人」の側に  
立つ弁護士として、労働事件、消費者事件、家事事件、少年事  
件等中心に様々事件を取り扱う。  
憲法を知ること自分自身の価値に自信を深め、同じように価  
値をもつ他者と共に生きていくことについて思いを馳せる人が  
増えることを願い憲法講演を多数行う。

**改憲・加憲で社会はどう変わる!**

**第1 コロナ禍で浮き彫りになった実態－脆弱な  
場に置かれた人々がより大きなしわ寄せを  
受けるという実態**

**(1) 子どもたちの置かれた状況**

**(2) 大学生はどうか**

## 改憲・加憲で社会はどう変わる!

### (3) 浮き彫りになるジェンダー不平等の実態

- ① 10万円の定額給付金一世帯主規定
- ② 性的搾取の実態
- ③ 突然の解雇・雇止め
- ④ 女性の自死の増加

## 改憲・加憲で社会はどう変わる!

### 第2 本来、人権とは何か—日本国憲法を通して社会実態を分析する

#### ■核心としての「個人の尊厳」(13条)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

個人の尊厳・・・人権・自由・権利の存在根拠

この観点から、社会の実態を見ていくと・・・

→人権保障の余りに弱い国。

## 改憲・加憲で社会はどう変わる!

### 第3 憲法は無意味なのだろうか?

#### ■例えば 第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は他の関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

具体例1) 尊属殺重罰規定判決 (最高裁昭和48年4月4日判決)

具体例2) 住友セメント結婚退職違憲判決

具体例3) 日産自動車差別定年制意見判決

## 改憲・加憲で社会はどう変わる!

### 第4 どんな社会をつくるのか

#### 1 憲法の定める社会権

#### 2 社会保障が弱められる一方でどんな政治がされてきたか

# 改憲・加憲で社会はどう変わる!

## 第5 憲法9条の改正について自民党の提案する改憲案

(1) 現在の日本国憲法第9条

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない

(2) 改正案のイメージ

第9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることをさまたげず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

# 改憲・加憲で社会はどう変わる!

## 第5 憲法9条の改正について自民党の提案する改憲案

①海外で武力行使が可能となる。

②米国の指揮下で、米国の戦争に参加する。

③攻撃型の武器の保有が認められる。

## 改憲・加憲で社会はどう変わる!

### ■根本的に変更となる平和主義の考え方

「非武装宣言ということは、従来の観念からすれば全く狂気の沙汰である。だが今では正気の沙汰とは何かということである。武装宣言が正気の沙汰か。それこそ狂気の沙汰だという結論は、考えに考え抜いた結果もう出ている。

要するに世界は今一人の狂人を必要としているということである。何人かが自ら買って出て狂人とならない限り、世界は軍拡競争の蟻地獄から抜け出すことができないのである。

これは素晴らしい狂人である。世界史の扉を開く狂人である。その歴史的使命を日本が果たすのだ。」

## 改憲・加憲で社会はどう変わる!

### 2 平和をつくるということ

国際社会の英知としての戦争をふせぐ仕組み

- ①武力行使の違法化（戦争を違法化し、武力行使を違法化する）
- ②国際的な平和の枠組みの設置（国際連盟、国際連合）
- ③国際的な人権保障の徹底（国連憲章、世界人権宣言）
- ④民族自決

## 改憲・加憲で社会はどう変わる!

現 行

自民党案

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

## 改憲・加憲で社会はどう変わる!

現 行

自民党案

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

# 改憲・加憲で社会はどう変わる!

現 行

自民党案

われらは、いづれの国家も、自国のことのみ  
に専念して他国を無視してはならないのであ  
つて、政治道徳の法則は、普遍的なものであ  
り、この法則に従ふことは、自国の主権を維持  
し、他国と対等関係に立たうとする各国の責  
務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげ  
てこの崇高な理想と目的を達成することを誓  
ふ。

日本国民は、良き伝統と我々  
の国家を末永く子孫に継承する  
ため、ここに、この憲法を制定す  
る。